

事 務 連 絡

平成22年6月25日

都道府県  
各 指定都市 障害福祉関係主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

補足給付に係るQ & Aの送付について

平素から障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

補足給付の認定に係る定額給付金及び子育て応援特別手当の取扱いについては、別添のとおりとなりますので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村に周知いただくよう、よろしくお取り計らい願います。

（問い合わせ先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課 企画法令係 清水、吉井（内線 3046、3148）

Tel 03-5253-1111（代表）

## 補足給付に係るQ & A

平成22年6月25日

Q 補足給付の認定に当たり、定額給付金及び子育て応援特別手当の取扱い如何。

A 補足給付の認定に当たり、生活保護法において収入として認定されない収入については、負担を取らない収入である「特定目的収入」として取り扱うこととしている（利用者負担認定の手引き（平成22年4月版）24ページ）。

したがって、定額給付金及び子育て応援特別手当は、その趣旨及び目的にかんがみ、生活保護法において収入として認定されないこととされている（別紙「定額給付金及び子育て応援特別手当の生活保護法上の取扱いについて」（平成21年3月9日社援保発第0309002号）参照）ことから、「特定目的収入」（負担を取らない収入）となる。